

川崎市営住宅等に係る自然災害による住戸設備の被害への補償等の対応に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する市営住宅等において、自然災害による被害により住戸設備が通常の使用に支障をきたす状態となった場合に、貸主として補償等の対応を行うに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅等 川崎市営住宅条例施行規則別表第1及び川崎特定公共賃貸住宅条例施行規則別表第1に規定された住宅をいう。
- (2) 自然災害 台風、地震、竜巻、落雷等をいう。
- (3) 住戸設備 風呂をいう。

(補償等の対応に係る要件)

第3条 市は、自然災害により、市営住宅等が損傷し、住戸設備が通常の使用に支障をきたす状態となった場合において、当該住戸設備が設置されている住戸の使用者（以下、「当該使用者」という。）に対し、補償等の対応を行うことができる。

(補償等の対応の内容)

第4条 前条に規定する補償等の対応については、別表に定める銭湯利用料相当額（以下、「補償金」という。）の支給を原則とする。ただし、高齢者、障害者、子育て世帯といった特に配慮すべき事由があるものについては、災害発生日において、使用する予定がない他の市営住宅等の住戸設備の利用を許可することができる。この場合には、許可期間については、補償金を支給しない。

- 2 前項の補償金は、当該使用者及び市長が同居を許可した者に対し支給する。
- 3 前項の支給は、現金によるものとする。
- 4 第1項により、対応できない場合は、住戸設備の復旧工事に要する期間等、市が必要と認める期間において、市営住宅等の他の住戸への住み替えにより対応することができる。この場合において、市営住宅から特定公共賃貸住宅への住み替えについては、行政財産の目的外使用許可により行うものとする。
- 5 前項の対応については、川崎市営住宅ストックの改善等事業に係る移転助成事業実施要領第6条から第8条の例に準じて行うものとする。

(支出の時期)

第5条 第4条に規定する補償金の支給は、住戸設備が使用可能となった後に行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、使用者から請求があった場合には、市は住戸設備が使用できるようになる前であっても、その一部を支払うことができる。

(手続き)

第6条 市は、第1号様式により当該使用者の承諾を得た後に、補償金を支給するものとする。

2 市から補償金の支給を受けた当該使用者は、第2号様式の領収証に記名、押印の上、市に提出しなければならない。

3 前々項、前項に関わらず、住戸の使用者が長期不在等の事由により連絡が取れない場合には、補償しないことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

(経過措置)

平成30年台風24号の発生に伴い、本市において、暴風注意報が発表された平成30年9月30日からこの要綱の施行期日までについては、第3条中、「自然災害」を「平成30年台風24号」に読み替えるものとする。

別表

区 分	1人1日あたりの補償金額
大人（12歳以上）	470円
中人（6歳以上12歳未満）	200円
小人（6歳未満）	100円

承 諾 書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

承諾者 住宅名

住所

電話

氏名

印

川崎市営住宅等に係る自然災害による住戸設備の被害への補償等の対応に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり補償金の支給について承諾します。

- 1 被災年月日
- 2 工事完了（予定）年月日
- 3 利用（予定）日数
- 4 支給額

金額				千			円
----	--	--	--	---	--	--	---

第2号様式

領 収 証

年 月 日

(宛先) 川崎市長

金 額				千			円
-----	--	--	--	---	--	--	---

川崎市営住宅等に係る自然災害による住戸設備の被害への補償等の対応に関する要綱第6条の規定に基づき、上記正に領収しました。

住宅名

住所

電話

氏名

印